

添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第21号)に基づく給付 事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	添田町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58 年条例第21号)に基づく給付事務であって規則で定めるも の
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省 令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		添田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第3の項添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第21号)に基づく給付事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十 九号)第1条	添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58 年条例第21号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて(母子家庭等及び寡婦)の(福祉を図る)ことを目的とする。	この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって(母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童)の(福祉の増進)を図ることを目的とする。

⑦独白	Till mid	ニマケ へ !	日日 小士 十日	Isk
(/) אייי ויי	利用	具が名(/)	平地 地	宙[

添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第21号)添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則(昭和58年規則第7号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

。 事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号	添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第 三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。) の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する 事務	ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定申請に係る事実に ついての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号口	添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則 第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に 係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定申請に係る事実に ついての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号(1	添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則 第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める利用特定個 人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	
利用特定個人情報2	利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号42	添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則 第3条第1項	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める利用特定個 人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	
利用特定個人情報3			
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号43	添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則 第3条第1項	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める利用特定個 人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	
利用特定個人情報4			
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号44	添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則 第3条第1項	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める利用特定個 人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者 等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者 等に関する情報	
利用特定個人情報5	利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号(5	添田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則 第3条第1項	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める利用特定個 人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	

備考	
届出情報	

油山1月和

届出日	2024年12月26日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等医療費受給対象者
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2015年12月09日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.